明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一九）　一

〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務二）　一
○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第八条第四項の規定により電話リレーサービス提供業務を行う事務所の所在地の変更を公示する件（総務一四七）　二
○税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一三五）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同一三六、一三七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産七九三～八〇八）　四
○農薬を登録した件（同八〇九）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛九八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一七九、一八〇）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局六二）　七
〔国会事項〕
外務省　七
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
愛玩動物看護師国家試験予備試験の施行（公告）（農林水産省・環境省）　九
愛玩動物看護師国家試験の施行（公告）（同）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
財務省共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

省令

○環境省令第十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十六日

環境大臣　伊藤信太郎

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「鳥獣は」の下に「、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。